

静岡科学館の減免基準・取扱手順

No.	対象者	条件	手続き	種別
1	■教育施設（利用料金減額免除取扱基準(以下「取扱基準」という。）第2条第1号関係） ●学校教育法第1条に定める以下の教育施設の児童・生徒・学生及びその引率者 ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ・専修学校及び各種学校 ●その他の法令に定めのある教育施設 注) 引率者…保護者・ボランティアを除く（以下、同様）	教育活動の一環として利用する場合（部活動含む）において、利用日の属する月の<u>6月前</u>の初日（休館日の場合は翌開館日）から利用日の10日前までに学校等利用申請書を科学館に提出した団体。ただし、晴天または雨天のみの利用の場合は、下線部を「3月前」に読み替える。	学校等利用申請書（様式1）による申請	免除
2	■社会福祉事業を行う施設等（取扱基準 第2条第2号～第5号関係） ●児童福祉法に定める以下の児童福祉施設の入通所者及び引率者 ・乳児院、母子生活支援施設、保育所及びこれに準ずる認可外保育施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園の引率者 ●生活保護法に定める以下の生活保護施設の入通所者及び引率者 ・救護施設、更正施設、授産施設 ●障害者総合支援法に定める障害者支援施設（準ずる昼間実施サービス等を提供する施設を含む）の入通所者及び引率者 ●その他準ずる施設等 ・教育支援センター、児童相談所、放課後等デイサービス	施設主催の活動で利用する場合において、利用日の属する月の<u>6月前</u>の初日（休館日の場合は翌開館日）から利用日の10日前までに学校等利用申請書を科学館に提出した団体。 ただし、晴天または雨天のみの利用の場合は、下線部を「3月前」に読み替える。	学校等利用申請書（様式1）による申請	免除
3	■公的機関等（静岡科学館条例施行規則第4条第1項第1号、取扱基準 第2条第6号、第7号関係） ●国又は他の地方公共団体が公用のため利用するとき ●博物館又は博物館相当施設若しくは、博物館類似施設に勤務する職員で、視察又は研修を目的とするとき ●科学館に関連する研究機関等の者で、研究を目的とするとき	視察・研修・研究を目的に、所属長からの依頼があった場合において、利用日の10日前までに関係機関等利用申請書を科学館に提出した場合	関係機関等利用申請書（様式3）による申請	免除
4	■障害のある方等（取扱基準 第2条第8号関係） ●身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者・原子爆弾被爆者、特定医療費（指定難病）支給認定を受けた者及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者及び並びに、これらの付添者（障害者等1人につき付添者1人）	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳・特定医療費（指定難病）受給者証、登録者証（指定難病）、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している場合	左記手帳の提示(デジタル障害者手帳可)	免除
5	■その他（取扱基準 第2条第10号～第14号、利用料金減額免除取扱手順第3条第5項関係） ●静岡科学館及び指定管理者が行う事業の周知・誘客のために館長が招待した者	館長から招待を受けた場合	左記の申告	免除
	●旅行業者又は観光業の顧客案内業務の目的で入館する者 ●取材等の目的で入館する報道機関の関係者	目的を提示した場合	左記の証明	
	●指定管理者が行う事業のため入館する関係者	事業の関係者である場合	身分の証明	
	●教育施設・社会福祉事業を行う施設等の場合において、団体利用のための事前準備（打合せ・下見等）を事由とする職員	学校等利用の日時が確定している場合	身分の証明	

No.	対象者	条件	手続き	種別
6	●指定管理者が行う次に該当する事業に入館する者 ①「サイエンスフェスティバル」（ただし、児童、生徒に限る） ②開館の節目となる式典	左記に該当する者	①左記の証明 ②左記の申告	免除